

青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領

(目的)

第一 この要領は、県外に所在する事業場において生じた土砂（以下「県外土砂」という。）の県内での処分のための搬入に係る事業者からの申し出による事前協議制度を設けることにより、県外土砂の埋立て等の処分による土壌の汚染等を防止し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(事前協議)

第二 事業者は、その県外土砂を県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、その事業場ごとに、県外土砂搬入（変更）事前協議書（第一号様式）により知事に協議を申し出ることとする。

(協議内容の審査結果の通知等)

第三 知事は、第二の規定による協議があったときは、生活環境の保全上の見地から審査し、その結果を協議のあった日の翌日から起算して十五日以内に事業者へ通知するものとする。

2 知事は、生活環境の保全上支障があると認めるときは、事業者に対し、搬入しようとする県外土砂の種類又は量の変更その他生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう通知することができる。

(協議内容の変更)

第四 第三第一項の規定による通知を受けた事業者は、当該通知に係る協議の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、県外土砂搬入（変更）事前協議書（第一号様式）により知事に協議することとする。ただし、当該協議に係る県外土砂の量の減少又は搬入期間の短縮その他知事が認める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三の規定は、前項の規定による変更の協議について準用する。

(報告)

第五 第三第一項の規定による通知を受けた事業者は、その県外土砂を搬入しようとするときは、その搬入しようとする日ごとに、その搬入しようとする日の五日前までに、県外土砂搬入予定報告書（第二号様式）により知事に報告するものとする。

2 第三第一項の規定による通知を受けた事業者は、その県外土砂の搬入が完了したときは、その完了した日の翌日から起算して十五日以内に、県外土砂搬入実績報告書（第三号様式）により知事に報告するものとする。

(立入検査等)

第六 知事は、この要領の施行に必要な限度において、事業者の了解の下、県外土砂を搬入する事業者に対し、当該県外土砂の種類その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該県外土砂の排出状況等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

この要領は、平成十六年八月二十七日から施行する。

排出事業者

住所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名)

印

県外土砂搬入 (変更) 事前協議書

1 当該土砂に係る工事発注者名等

工事発注者	名称	
	所在地	(電話番号)

2 当該土砂の排出事業場等

排出事業場	名称	
	所在地	(電話番号)
一時保管場所	名称	
	所在地	(電話番号)

3 当該土砂の種類、区分、排出過程等

搬入する土砂	種類	
	区分	
	排出過程	
	量	排出事業場から排出される土砂の総量： 上記のうち県内に搬入しようとする土砂の量：
	搬入期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

搬入の方法	
搬入の経路	
搬入時間	
処分の方法及び場所	
上記事項に係る項目及び確認方法	

4 搬入する理由等

搬入の理由	
青森県以外での処分の方法及び場所	
県内に搬入する前の処分の方法及び場所	

5 土砂の運搬又は処分の委託先

区 分	委 託 先	
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）
① 運搬 ② 処分	氏名（名称）	
	住所（所在地）	（電話番号）

なお、この計画に係る土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物でないことを証明します。

留意事項

- (1) 排出事業者が排出事業場ごとに記載すること。
- (2) 工事請負契約書等の写しを添付すること。
- (3) 2の「一時保管場所」については、すべて記載すること。
- (4) 3の「区分」については、地質分析（濃度）結果証明書等を添付すること。
土砂を化学的な処理（セメント等の固化剤を使用するなど）をしているものについては、搬入を認めていないので留意すること。
- (5) 3の「排出過程」については、掘削方法、施工図面、施工状況写真等を添付すること。
排出過程で汚泥（産業廃棄物）が発生する場合は、汚泥の処理方法（性状、量、処分方法、委託先等）等に関する資料を提出すること。
- (6) 3の「量」については、土量計算書及びその算定の基礎となった資料を添付すること。
- (7) 3の「搬入の方法」及び「搬入の経路」については、土砂排出事業場から土砂土捨て場等の処分する場所までの運搬・処分に係るフロー図及びその運搬・処分に係る契約書の写しを添付すること。
- (8) 3の「処分の方法及び場所」については、土砂捨て場の所有者の受諾書等の写し及び土地登記簿謄本を添付すること。
- (9) この協議に係る土砂の搬入は、事前協議の終了後行うこと。
- (10) この協議に係る土砂を搬入しようとするときは、その搬入しようとする日ごとに、その搬入しようとする日の5日前までに、県外土砂搬入予定報告書（第二号様式）によりその搬入予定量等を報告すること。
なお、搬入予定量5,000m³につき、地質分析（濃度）結果証明書等を提出すること。
- (11) この協議に係る土砂の搬入が完了したときは、その完了した日の翌日から起算して15日以内に、県外土砂搬入実績報告書（第三号様式）によりその搬入実績を報告すること。

県外土砂搬入予定報告書

(平成 年 月分)

排出事業場	名 称	
	所 在 地	
全体の搬入計画期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
当該月の搬入計画量	(m ³)	

	搬 入 量 (m ³)	累 計 搬 入 量 (m ³)	備 考
1 日			
2 日			
3 日			
4 日			
5 日			
6 日			
7 日			
8 日			
9 日			
1 0 日			
1 1 日			
1 2 日			
1 3 日			
1 4 日			
1 5 日			
1 6 日			
1 7 日			
1 8 日			
1 9 日			
2 0 日			
2 1 日			
2 2 日			
2 3 日			
2 4 日			
2 5 日			
2 6 日			
2 7 日			
2 8 日			
2 9 日			
3 0 日			
3 1 日			

- ※ 1 この報告書は、搬入する予定日ごとに、その搬入する予定日の5日前までに提出すること。
- 2 この協議に係る土砂の搬入が完了したときは、その完了した日の翌日から起算して15日以内に、第3号様式によりその搬入実績を報告すること。

排出事業者

住所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名) 印

県外土砂搬入実績報告書

排出事業場	名 称	
	所 在 地	
搬 入 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
搬入する土砂の量(計画)	(m ³)	
搬入した土砂の量(実績)	(m ³)	

	搬 入 量 (m ³)	累 計 搬 入 量 (m ³)	備 考
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			
平成 年 月			

※ この報告書は、この協議に係る土砂の搬入が完了した日の翌日から起算して15日以内に提出すること。